

揖斐郡学校保健会表彰規定

- 第1条 本会の行う表彰に関しては、次の定めるところによる。
- 第2条 次に掲げる者（団体・学校）は、会長または役員のおすすめにより役員会の同意を得て理事会において表彰する。
1. 小学校6年在籍、各校代表歯の優良児童および郡審査において優良と認められた者
 2. 学校環境衛生で特にすぐれた運営・管理・活動の学校。
 3. 郡学校保健会の重要な役職に長年あった者、またはその職に在る者で特に功績顕著な者。
 4. 前各号の規定にかかわらず、本会の活動に特に貢献し功績等特に顕著な者。
- 第3条 被表彰者に対しては、表彰状または記念の金品を贈る。
- 第4条 この規定のほか必要がある時は、会長が役員会にはかりその都度表彰することができる。
- 第5条 この規定により表彰を受けた者は、県および全国の保健会の表彰対象者として認められることがある。
- 第6条 この規定により、郡での表彰を受けた者は、それ以降の表彰対象者から外し、表彰は1回のみとする。
- 付則 この規定は、昭和61年 4月 1日より適用する。
本規定のうち令和3年7月7日に改訂された内容については令和3年度の表彰より適用する。

揖斐郡学校保健会表彰規定の内規

- 第2条 次に掲げる者（団体・学校）は、会長または役員のおすすめにより役員会の同意を得て理事会において表彰する。
1. 小学校6年在籍、各校代表歯の優良児童および郡審査において優良と認められた者。
 2. 学校環境衛生で特にすぐれた運営・管理・活動の学校。
 3. 郡学校保健会の重要な役職に長年あった者、またはその職に在る者で特に功績顕著な者。
 4. 前各号の規定にかかわらず、本会の活動に特に貢献し功績等特に顕著な者。
- 内規規定の理由
上記の第2条第3項の「重要な役職」および「長年」についての基準を設け、表彰に統一性を持たせるため。

内規

- ・「重要な役職」とは、理事・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・学校保健会顧問校長・保健主事・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員をいう。
- ・「長年」の基準は、

(1) 理事	5年以上
(2) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師	15年以上
(3) 学校保健会顧問校長	3年以上
(4) 保健主事	7年以上
(5) 養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員	20年以上

5. 上記の条件を満たし、表彰を受けた者が、表彰から規定年数を経た場合でも再度の表彰は行わず、郡学校保健会での表彰は1度のみとする。

付則

- ・年数は郡内での年数で算定する。
- ・学校関係職員は、校長の内申および校長会の推薦を必要とする。
- ・この規定は、昭和61年 4月 1日より適用する。
- ・この規定は、平成 6年 2月 18日に一部改正する。
- ・この規定は、平成21年 5月 27日に一部改正する。
- ・この規定は、令和 3年 7月 7日に一部改正する。